平成２３年（フ）第５２３号
愛媛県松山市朝日ヶ丘２丁目９番26号
債務者　坂本　秀樹
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２５号
愛媛県松山市北土居１丁目９番３号　増原荘102号
債務者　兵頭　富男
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２７号
愛媛県松山市余戸東２丁目11番14号
債務者　桑田　安恵
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３１号
愛媛県松山市高岡町500番地７　グランデージ高岡103号
債務者　道上めぐみ
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３５号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1597番地10
債務者　由井　由美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４２号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地３棟57号、住民票上の住所愛媛県松山市居相６丁目７番４号
債務者　泉　浩一郎
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４８号
愛媛県松山市勝岡町2614番地12
債務者　関本みどり
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７号
福岡県大川市大字津356番地
債務者　田島　良一
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
福岡県三潴郡大木町大字大角1656番地５
債務者　石川　義美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
佐賀県佐賀市大財３丁目２―11、住民票上の住所佐賀県佐賀市川副町大字早津江199番地19
債務者　山﨑　禮二
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5590番地１
債務者　境　　絹江
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
佐賀県鳥栖市宿町1437番地３　メゾン・ドゥ・シャルマン壱番館201
債務者　半田　真代
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
佐賀県小城市小城町晴気75番地５
債務者　古賀賢一郎
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
佐賀県小城市小城町畑田2605番地12
債務者　貞島　奨太
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
佐賀県小城市小城町畑田2605番地12
債務者　貞島　綾子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外730番地８
債務者　西川　成二
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外730番地８
債務者　西川　鶴代
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
宮崎県都城市宮丸町８街区18号コーポ鎌田101
債務者　松元由美子（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部